

嘉麻市貨物自動車運送事業 継続支援金を給付します

コロナ禍における燃油価格高騰の影響を受けている運送事業者に対し、事業継続を応援するため、対象車両台数に応じて交付金を給付します。

条件などをご確認
の上お申し込み
ください!

給付額

上限は1事業者
あたり30万円

- 普通自動車 …… 車両1台あたり **4万円**
- 小型自動車 …… 車両1台あたり **2万円**
- 軽自動車 …… 車両1台あたり **1万円**



【対象者】次の事項を満たす事業者

- ① 市内に本店または営業所を有する法人または個人事業者
※資本金の額または出資の総額が3億円未満および従業員数300人以下の会社に限る
- ② 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営むトラック運送事業者など

【対象車両】自動車検査証の記載事項において、次のすべてを満たす車両 ※被牽引車および二輪車は除く

自動車検査証の記載事項	対象要件
登録年月日	令和5年4月1日以前
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名または名称	申請者と同一または同一法人
使用者の住所	嘉麻市内の住所である事
使用の本拠の位置	嘉麻市内の住所である事
有効期間の満了する日	交付申請日以降

【必要書類】

- ① 嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ③ 申請者の本人確認書類の写し
- ④ 運輸局からの許可書等の写しまたは貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
- ⑤ 交付対象車両の一覧表（様式第2号）
- ⑥ ⑤の一覧表に記載された車両の自動車検査証の写し
- ⑦ 事業を実施していることが証明できる書類の写し（確定申告書、決算書、帳簿書類等）

【申請方法】必要書類を郵送または窓口へ持参

【申請期限】令和6年3月29日（金）まで

【受付時間】8:30～17:00 ※窓口は平日のみ受付

【郵送先】〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1
嘉麻市役所交通政策課「貨物自動車運送事業継続支援金」担当
※郵送の場合は令和6年3月29日（金）必着

●問/交通政策課 ☎42-7404

嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金についてのQ&A

Q1.対象車両の要件は何ですか？

A.嘉麻市内の事業所または営業所が保有する事業用自動車対象となります。また、被牽引車、二輪車は対象外です。

Q2.市内の事業所で使用している事業用車両なら対象になりますか？

A.市内の事業所が有している車両が対象となります。その確認として車検証の「使用の本拠の位置」記載の住所が嘉麻市内である必要があります。

Q3.複数回に分けて申請することは可能ですか？

A.申請は1回限りとなります。※車両の申請漏れがあった場合でも追加で交付を受けることはできません。ご注意ください。

Q4.提出物中の「事業を実施していることが証明できる書類の写し」では、何を提出すればよいですか？

A.2022年分の確定申告書や決算書、帳簿などの事業収入が確認できる書類を提出してください。

詳しくは嘉麻市ホームページをご確認ください。



H
P